# 平成23年度 第2回 市川市地域自立支援協議会

日 時:平成23年7月25日(月)

午前 10 時~12 時

場 所:急病診療・ふれあいセンター

2階 集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会からの報告
- 3 その他
- 4 閉会

# 般的な相談支援

# 「障害者」の相談支援体系

現行

### 見直し後

市町村/指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村/指定特定・一般相談支援事業者に委託可

〇障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービ

#### 指定相談支援事業者

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇指定相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用計画の作成
  - ・モニタリング
- 〇障害者・障害児等からの相談



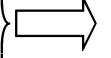
#### 指定特定相談支援事業者

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 〇計画相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 支給決定の参考対象を拡大
- 〇基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援

地域定着支援

- ○精神障害者地域移行·地域定着支援事業(補助金) (都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等 に委託可)
- 〇居住サポート事業(<mark>補助金)</mark> (市町村/指定相談支援事業者等に委託可)



#### 指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 〇地域相談支援(個別給付)
  - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同 行支援・入居支援等)
  - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

# 「障害児」の相談支援体系

現行 「見直し後」 一般的な相談支援 市町村/指定相談支援事業者に委託可 市町村/指定特定・一般相談支援事業者 に委託可 ○障害者・障害児等からの相談(交付税) ○障害者・障害児等からの相談(交付税) 指定特定相談支援事業者 指定相談支援事業者 居宅サ 淡事業者指定は、市町村長が行う。 ※事業者指定は、都道府県知事が行う。 〇指定相談支援(個別給付) 〇計画相談支援(個別給付) - 支給決定の参考 ・サービス利用計画の作成 ・サービス利用支援 -対象を拡大 Ė ・モニタリング ・継続サービス利用支援 ス ビス等利用計画等 ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談) 〇障害者・障害児等からの相談 障害児相談支援事業者(児) 通所 ※事業者指定は、市町村長が行う。 ○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所) ○障害児相談支援(個別給付) ·障害児支援利用援助 ビス ·維統障害児支援利用援助 (児)とある ※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的 のは児童福 な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。 社法に基づ

くもの

# 事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

#### 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員

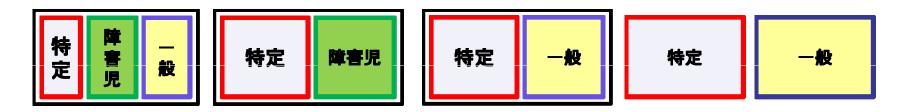
※「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援專門員、地域移行推進員(仮称)

#### 【想定される類型】



# 相談支援体制の再構築に向けた提案

#### 課題認識

- 〇市民にとって相談窓口が分かりにくい。
- 〇市直営の3つの相談窓口がインテイクの役割を十分に果たせていない。
- 〇行政(の責任)と民間(の専門性)の役割分担が不明確になっている。
- 〇日中活動系サービスの利用を中断した方や、定型的なサービスに結びつかな い方への対応が求められている。
- 〇障害者虐待防止法への対応とともに、つなぎ法における基幹型支援センター や成年後見利用支援との整理が必要。
- 〇計画相談支援の対象拡大にどのように対応していくか。
- 〇児童期から高齢期に至るまで、ライフステージを通じた一貫した相談体制の整備にどのように取り組むか。

# 市町村相談支援の現状

障害者支援課

(大洲)地域生活支援センター

えくる(基幹型支援 センター)

- ●えくるは、市の一般相談の
- •夜間•休日対応(24時間365日)
- アウトリーチ型支援
- ・居住サポート
- •権利擁護

に関する業務を委託されている。

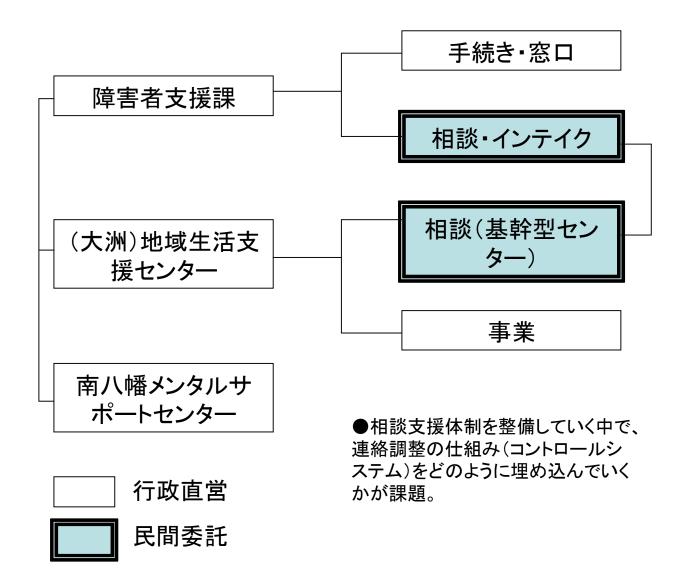
南八幡メンタルサポートセンター

行政直営



民間委託

## 市町村相談支援の提案モデルA



- ●本庁支援課窓口の「相談・インテイク」部分を指定相談支援 事業者に委託する。
- ●市職員は相談支援のスーパーバイザー的な役割を担う。
- ●大洲の支援センターの機能を 「相談部門」(つなぎ法における 「基幹型センター」)と「事業部 門」(リハビリ、ピアカン、啓発広 報など)に分け、「相談部門」を えくるに委託する。
- ●基幹型センターの業務はアウトリーチ型相談、休日・夜間対応、居住サポートに加え、「市町村障害者虐待対応センター」として、虐待に関する相談への対応も行う。市職員を相談チームの調整役として配置する。
- ●本庁の相談部門と、基幹型センターの相談部門は「相談チーム」として一体となり、定期的に会合を開いて情報交換や事例検討を行う。
- ●権利擁護については本庁に 「成年後見利用支援」をおいて、 高齢者部門と連携して実施体制 の構築をはかる。

# 市町村相談支援の提案モデルB

民間委託

提案モデルA→Bは段階的な発 展モデルとして想定

地域包括支援センター 手続き・窓口 障害者支援課 相談・インテイク 相談・インテイク 地域包括支援センター 相談(基幹型セン (大洲)地域生活支 ター) 援センター 相談・インテイク 事業 地域包括支援センター 南八幡メンタルサ ●本庁(中部)を除く地域包括支援 センターに、指定相談支援事業者を ポートセンター 配置して相談・インテイク業務を委 相談・インテイク 託し、市民に身近な相談窓口を整備 するとともに高齢者部門との連携を 行政直営 強化する。(本庁に置かないのは市 民の混乱を避けるため)

# 南八幡メンタルサポートセンターについて

南八幡メンタルサポートセンターについては、従前の「精神障害者地域生活支援センター」のイメージにこだわらずに、市川市における地域活動支援センター I 型の機能・役割を明確に打ち出していく。

その際、これまでの相談体制ではすくいきれなかった層(日中活動の中断や定型的サービスに結びつかない層)への対応を念頭に、

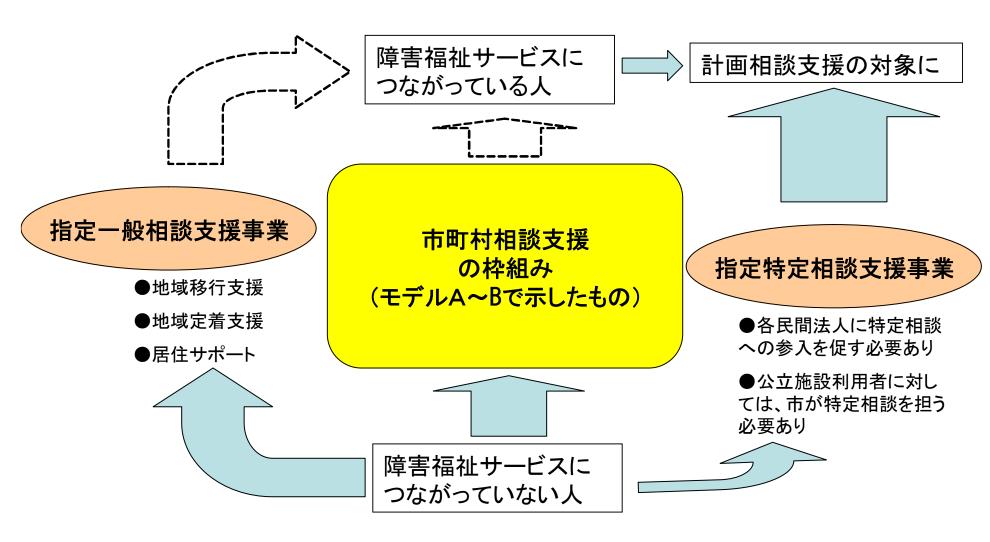
例) 24時間365日相談体制

夜間(21時頃まで)の憩いの場

緊急時の一時待避場所

などの機能を持たせて、他の地域活動支援センターではできないことを行う。

# 相談支援体制の全体像



●市町村相談支援と指定相談の役割分担をどのようにするか自立支援協議会にて協議していく 必要あり

# インテイク機能について

●市民からの相談、問い合わせに対する交通 整理的機能として位置づけ、例えば下記のような内容について対応する。えくるに直接つながった人も、いったん戻すことを想定。

手帳を初めて取る人/手帳は持っていたがサービスを使っていなかった人/虐待が疑われる人/その他

- ●インテイク機能に十分な人的配置を確保することで、相談支援体制全体を効率的に機能させていくことを目的とする。
- ●インテイク機能の具体的内容と共有化については、後期の相談支援部会で引き続き検討する。

# 相談支援体制全体の調整機能について

- えくる及びインテイク担当職員は一つのチームとして機能することが重要。
- ・全体の連絡調整機能及び高齢・子ども分野との相互調整機能を地域生活支援センターに 位置づける。
- ・相談支援部会は、相談支援体制の機能の質のモニタリングを行いながら、充実、改善の検討を行っていく。

#### 就労支援部会 報告

#### 1. 福祉的就労担当者会議(ふくたん)の現状について

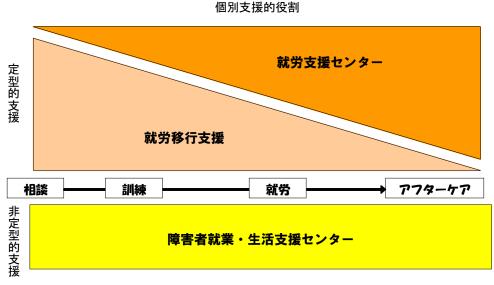
●ふくたんネットワークを活用した企業からの業務受注については、ホームページでの告知 を見た企業から問合せがきており、一定の成果が出ている。

これまでの実績 依頼件数 11件(うち7件受注)

- ●より効率的で確実なシステムを整備するため、専任のコーディネーターを配置する案について、実践を踏まえながら議論を重ねてきた。
- ●しかしながら、市内各事業所において「ふくたんネットワーク」システムの周知が不十分であることや、「ふくたんネットワーク」内での体制改善の余地があることなどから、
- ・従来のコーディネーター役はおかず、「ふくたん」メンバー全員が窓口になること
- ・各事業所のニーズ集約・意見交換の場を設ける
- こととし、専任コーディネーター案についてはいったん取り下げることとした。

#### 2. 就労支援担当者会議(しゅうたん)の現状について

- ●障害者就業・生活支援センター (ナカポツセンター) いちされん の業務開始に伴い、従来の就労支援機関 (就労移行支援事業、アクセス) との役割・機能の分担について話し合い、一定の結論を得た。
- ●しかしながら、就労・定着支援を通じて生活課題へのサポート体制については依然として 課題となっており、相談支援部会にアクセスの所長が参加して共有をはかり始めている。
- ●また昨年度に引き続き、企業に対するアピールとしての「障害者施設等見学会」、支援者のスキルアップのための「就労支援セミナー」については、企画進行中である。



広域的•体制支援的役割

#### 生活支援部会からの報告と提案

今年度は毎月 1 回定例会を開催し、各連絡会・協議会等※の報告を受け、課題の共有化から提案への検討を進めてきました。

- ※①日中活動連絡会 ②重心サポート会議 ③グループホーム等連絡協議会
  - ④地域移行連絡協議会 ⑤居宅支援連絡会

どの分野においても共通の課題であり計画的な整備が必要と考えられることは、以下の通りです。

#### 1. 移動支援事業の枠組みの再検討

- ・今の制度では原則として利用できない部分(定期的な利用 例:通学、通所)に利用者の ニーズがある
- ・事業者がニーズに応えるためには、グループ型や車輌移送型などでの対応と適応範囲の両面 から早急に見直す必要がある
- →市川市に協力を依頼して官民協働の検討委員会を設置し、より使いやすい移動支援の枠 組みを構築する

#### 2. 宿泊型の施設の検討

- ・短期の宿泊、一時的な預かり、宿泊体験等の「泊まれる場」のニーズは高い
- ・ショートステイ、宿泊型自立訓練、GHCHでの体験入居、レスパイト、地域生活体験事業 などの事業形態での対応が考えられるが、実施に当たっては施設基準や配置基準という条件や 運営費の問題などがある
- →有志でプロジェクトチームを作り、個別の取り組みから実際の事業実施へのモデルを構築する
- 3. 人材確保のための継続的な取り組み
  - ・支援スタッフの不足から、ニーズに応えきれない現状がある
  - ・人的なバックアップ体制を作ることで、ケアの体制を確保し、ニーズに応えることができるのではないかと考えられる分野(例:グループホームでの短時間の見守りや、宿泊)について、担い手としての地域人材を確保していく必要がある
  - ・昨年度は県の事業で研修・体験実習等を実施し、障害福祉の現場での仕事を市民に周知して実際 に仕事につなげることが出来たが、人材確保の取り組みは継続的に行う必要がある

#### 4. 重症心身障害者のケア体制(含む医療的ケア)の整備

- ①試行事業「どれみ♪」の継続(8月28日)
- ②どれみ♪をきっかけにした関わる人材の拡大
- ③どれみ♪の各種様式の民間事業所による活用促進(個人シート、医療的ケア依頼書等)
- ④どれみ♪への参加呼びかけを通じた高齢者介護事業所への啓発
- ⑤日中一時事業の検証と重心加算の検討

# 市川市地域自立支援協議会委員

委員氏名	団体名	委員分類
朝比奈ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
松尾明子	特定非営利活動法人 ほっとハート	相談支援事業者
酒井 範子	社会福祉法人 サンワーク	相談支援事業者
三浦 健	社会福祉法人 南台五光福祉協会	相談支援事業者
長崎 直子	社会福祉法人 生活クラブ	相談支援事業者
磯部 利江子	社会福祉法人 一路会	相談支援事業者
林 圭子	社会福祉法人 市川レンコンの会	サービス事業者
内野 智美	財団法人 市川市福祉公社	サービス事業者
東郷 晴代	特定非営利活動法人 郷の会	サービス事業者
伊藤 史恵	障害者就業・生活支援センター いちされん	就労支援関係者
柴田 剛直	市川市身体障がい者福祉会	障害者団体
田上 昌宏	市川手をつなぐ親の会	障害者団体
遠藤 由美子	松の木会	障害者団体
山﨑 泰介	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	権利擁護•地域福祉関係者
稲原美惠子	市川市立須和田の丘支援学校	障害児支援関係者
三嶋 和也	県立船橋特別支援学校	障害児支援関係者
長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	相談支援事業者